

第3章

暮らしよい豊かな地域社会と清らかな水と緑のある
生活環境都市をめざして（生活環境分野）

用語解説

*1

地域防災計画

災害対策基本法に基づき、あきる野市防災会議がつくる総合的な災害対策の基本となる計画。市民の生命、財産を災害から守るため、防災関係機関がもつ全機能を効率的に発揮して、市の地震災害に対する防災体制の強化を図るとともに、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を適切に実施し、災害に強い安全な地域社会づくりと災害時の迅速かつ適切な応急対策ができるようにする。(平成23年3月改訂)

*2

防災・安心地域委員会

安全で安心できる暮らしを守るため、各地域の特性に合った防災に関する取組などを、地域住民が市と連携しながら自主的に行うために平成20年12月に設立された組織。(再掲)



総合防災訓練の様子



あきる野市消防団消防操法大会

*参考

あきる野市災害時要援護者避難支援プラン

災害発生時における要援護者への避難支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、本市における災害時要援護者の避難支援対策について、地域防災計画に基づき、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたもの。

第1節 安全な暮らしを守る地域づくりの推進

課題と基本方針

消防・防災については、東京消防庁による各種活動（常備消防）が行われていますが、阪神・淡路大震災以降、これまで以上に、災害に強いまちづくりや地域における市民による防災活動の重要性が叫ばれるようになりました。このため、地域防災計画^{〔*1〕}を改訂し、総合的な防災体制の整備と関連施策の充実を図り、災害の事前対策の推進や事後対策の準備に取り組んでいます。

また、これまで大きな成果を上げてきている消防団組織に加え、市民との協働のまちづくりを進める中で、平成20年12月には、災害に強いまちづくりと地域力の強化を図るために、旧町村単位の7地区に防災・安心地域委員会^{〔*2〕}が設立されています。

今後は、町内会・自治会や防災・安心地域委員会などの自主防災組織と連携して、地域の防災行動力の向上を図るとともに、交通事故、各種犯罪等の発生抑制に取り組み、市民が安全かつ安心に暮らせるまちづくりを推進します。

施策の方向

1 防災・消防対策の推進

① 地域防災計画の推進【主な施策】

地震、風水害などの災害に対する防災体制の強化を図るとともに、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を適切に実施し、災害に強い安全な地域社会をつくるため、地域防災計画を推進します。

② 災害時要援護者の避難支援対策の推進【主な施策】^{〔*参考〕}

大規模な災害が発生した場合に支援を要する高齢者や障がい者などの災害時要援護者については、その情報把握に努め、避難誘導等の支援対策を推進します。

③ 防災・安心地域委員会等の活動への支援【主な施策】

災害に強いまちづくりと地域力の強化のため、防災・安心地域委員会や町内会・自治会などの自主防災組織による地域ぐるみの活動を支援します。

④ 地域防災リーダーの育成の支援【主な施策】

地域の防災活動の中核を担い、市民の財産を守るなど、災害時における対応活動を推進する「地域防災リーダー^{〔*3〕}」の育成を支援します。

⑤ 消防団体制の充実【主な施策】

防災活動等を円滑に実施するため、消防団の組織、設備等体制の充実を図ります。また、地域になくてはならない消防団の団員を確保するとともに、特定の活動のみに参加する機能別消防団員^{〔*4〕}の活動により、地域の防災力を強化します。

■ 防災組織等の状況

(各年4月1日現在)

年 次	消防団		自主防災組織	
	分団数	団員数	組織数	構成員数
平成11年	7	543 人	39	12,883 人
平成16年	7	473 人	65	16,312 人
平成21年	7	436 人	77	18,058 人

用語解説

*3

地域防災リーダー

防災・安心地域委員会とともに地域において防災に関する取組を行う際に中心的役割を担う人材。平常時には、訓練や研修等で習得した知識・技術の普及を図り、災害発生時には、地域住民と協力して、消火、救出救護、避難誘導等を行う。(再掲)

*4

機能別消防団員

能力や事情に応じて、特定の活動のみに参加する消防団員。消防団の人員不足が課題となる中、時間帯を限定した活動や災害の種類、規模に応じた活動を行い、消防団活動を補完する役割が期待される。

*5

事後聞知火災

鎮火した「火災」として消防機関に通報されたもの。通報時には「消えている」ので、「消してから通報した」場合と「消えていたものを通報した」場合がある。

■ 火災発生状況

年 次	総件数	建 物				車 両	林 野	その他	焼損面積
		全 焼	半 焼	部分焼	ぼ や				
平成11年	53	4	3	4	9	6	0	27	11,856 m ²
平成16年	46	8	2	2	8	4	7	15	1,162 m ²
平成21年	23	2	2	4	6	2	0	7	436 m ²

※ 件数には、事後聞知火災^{〔*5〕}を含むが、誤報等は含まない。

※ 平成11年は、平成11年4月1日～平成12年3月31日。

⑥ 災害時の備蓄食料の充実

災害発生時に備え、防災倉庫の設置を進めるとともに、備蓄食料^{〔*6〕}の充実を図ります。

⑦ 消防水利の整備・充実

消防水利の不足地域や土地区画整理事業等の施行区域には、防火水槽等の消防水利^{〔*7〕}の整備・充実を図ります。

■ 消防水利の状況

(平成22年4月1日現在)

消火栓	防 火 水 槽				プー ル 池 等	合 計
	20 m ³ 以上 40 m ³ 未満	40 m ³ 以上 100 m ³ 未満	100 m ³ 以上	計		
1,254	26	301	11	338	41	1,633

*6

備蓄食料

市の非常用食糧備蓄の状況
(平成21年度事務報告書より)

区 分	アルファ米
防災センター	39,950 食
五日市出張所倉庫	25,600 食
北伊奈倉庫	5,000 食
養沢防災倉庫	5,000 食
合 計	75,550 食

*7

消防水利

消防活動を行う際の水利施設。消防庁の消防水利の基準では、主な水利として消火栓、私設消火栓、防火水槽、河川・溝等、濠・池、海・湖、井戸、下水道等を例示。

用語解説

2 交通安全・防犯対策の推進

① 防犯対策の推進【主な施策】

市広報紙等を活用し、防犯活動のPRの充実を図るとともに、町内会・自治会や警察署等関係機関の協力を得て、防犯体制の充実を図るなど、防犯体制を推進します。



防犯パトロールの様子

② 交通安全運動等の推進

交通事故防止の意識の高揚を図るため、交通安全運動や講習会を推進します。

③ 駅周辺の自転車駐輪場の整備の推進

安全な交通を確保するため、駅周辺の自転車利用の状況を把握しながら、自転車駐輪場の整備を推進します。

3 公害防止の推進

① 公害知識の普及と啓発の推進

市民の公害防止に対する意識の向上を図るため、市広報紙などにより知識の普及と啓発を推進します。

② 公害の未然防止・早期対応の推進

パトロールや環境測定（大気、水質、騒音、振動、悪臭、土壌等）などを実施し、公害の未然防止や早期対応を推進します。

③ 市役所で使用する車両への低公害車等の導入

市役所で使用する車両への低公害車^{※1}等の導入を推進します。

※1
低公害車

大気汚染物質（窒素酸化物や一酸化炭素、二酸化炭素など）の排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車。狭義には電気自動車、メタノール自動車、圧縮天然ガス（CNG）自動車、圧縮空気車及びハイブリッド自動車の5車種を指す（通称：エコカー）。



第2節 連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成

課題と基本方針

長寿社会における暮らしよい豊かな地域社会の形成に向け、地域コミュニティ^{〔*2〕}の果たす役割や期待感はますます大きくなっており、行政がその活動を支援し、地域の基礎単位の一つとして、新たな関係を築いていくことが求められています。

町内会・自治会は、居住地域を中心としたコミュニティの中心的な役割を果たしており、今後も生活に密着したコミュニティとして、重要な役割を果たすことが期待されます。

一方、ライフスタイルの多様化や人口の増加等に伴い、コミュニティ活動に消極的なケースやこれまでとは異なった形態のコミュニティが形成されているケースも増加しており、今後もその傾向は続くことが想定されます。

このため、町内会・自治会の活動や加入促進を支援し、地域力^{〔*3〕}と地域コミュニティの強化を図るとともに、市民が郷土に誇りを持ち、自らがまちを創り上げていくという意思の下、協働のまちづくりを推進します。

施策の方向

1 コミュニティづくりの支援

① 町内会・自治会への加入の促進【主な施策】

転入者に対して町内会・自治会への加入を勧めることや不動産協会、宅地建物取引業会等の団体の協力による加入の呼びかけなど、地域コミュニティの基礎となる町内会・自治会への加入を促進します。また、町内会・自治会の役割や活動内容について、市広報、ホームページ等により情報提供します。

② 町内会・自治会の適正規模化の支援

町内会・自治会に対して、円滑な活動が実施でき、かつ、大きな規模の違いがなくなるよう適正規模化の取組を支援します。

用語解説

*2

地域コミュニティ

日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験をとおして生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会。

*3

地域力

地域社会の問題について市民や企業を始めとする地域の構成員が、自らの問題として認識し、自律的かつ他の団体などと協働しながら、地域問題の解決や地域としての価値を創造していく力。

用語解説

*1

花いっぱい運動

地域コミュニティの形成と美しい街づくりを進めるとともに、市内を散策する観光客の回遊性を高め、商業、観光の活性化につなげるため、年1回(春)町内会・自治会やボランティア団体によって市内全域に花苗の植付けを行う事業。

2 コミュニティ活動の推進

① 花いっぱい運動の支援

潤いのあるまちづくりをめざし、町内会・自治会や花づくりボランティアによる花いっぱい運動[*1]を支援します。



花いっぱい運動による花壇

② 町内会・自治会活動の周知

地域コミュニティづくりの必要性や地域力の向上についての理解を深め、町内会・自治会への加入を促進するため、町内会・自治会連合会と連携を図り、連合会が発行する会報などを通じて、連合会や各町内会・自治会の活動状況などを周知します。

③ 町内会・自治会間の交流の支援

地域コミュニティの活性化を図るため、地理的に隣接していない地区同士も含め、町内会・自治会の積極的な交流を支援します。

第3節 清潔で快適な資源循環型社会システムの構築

課題と基本方針

ごみ問題に対する施策は、極めて重要かつ緊急性のある課題です。従来の取組により、ごみの衛生的な処理処分を推進してきましたが、ごみの減量化・資源化（リサイクル）や処理処分のための施設の充実が不可欠となっています。

一般家庭からのごみは、市民の環境に対する高い意識によって、分別化が進んでいますが、その減量化や資源化を更に推進するためには、市民と事業者と行政が一体となって取り組んでいく必要があります。

ごみ処理については、構成団体と協力して西秋川衛生組合^{※2}で行っていますが、ごみの焼却能力の向上に向け、施設の整備・充実を図るとともに、新たにリサイクル施設を設置します。

し尿や浄化槽汚泥の処理については、秋川衛生組合^{※3}により最終処理を行っていますが、秋川衛生組合の構成団体における公共下水道の整備に伴い、年々処理量が減少しているとともに、施設の老朽化が進んでいるため、し尿等の処理方針や施設の整備などを含め、秋川衛生組合のあり方について検討する必要があります。

施策の方向

1 ごみの減量と適正処理の推進

① ごみ減量化やごみの正しい出し方等の啓発・指導^{※参考}

市民や事業所に対し、ごみの減量化やごみの正しい出し方等の啓発・指導を行います。

② 新たなごみ処理施設の建設の推進【主な施策】

西秋川衛生組合において、新たなごみ処理施設（ガス化溶融炉）の建設を推進するとともに、新たにリサイクル・センターを設置します。

用語解説

※2

西秋川衛生組合

一般廃棄物の処理を目的として、あきる野市、日の出町及び檜原村の3市町村により設立された一部事務組合。（昭和48年7月2日設立）

一部事務組合とは、複数の普通地方公共団体等により、行政サービスの一部を共同で行うために設置する組織。

※3

秋川衛生組合

し尿処理業務を共同で行うため、あきる野市、日の出町、檜原村及び奥多摩町の4市町村により設立された一部事務組合。（昭和42年4月1日設立）

※参考

「ヘラスゾウ」と「げん人くん」

ごみ減量をPRするためのイメージキャラクター。本市網代にあるごみの最終処分場の建設中に、ステゴドン象の化石が発見されたことから、この処分場を長持ちさせることにちなみ、「ごみを減らすこと」と「象」から「ヘラスゾウ」、「ごみを減じる人」と「原始人」から「げん人くん」と命名した。



■ごみ・資源の量の推移

年 度	燃やせるごみ(t)	燃やせないごみ(t)	資源(集団回収含む)(t)	有害ごみ(t)	粗大ごみ(t)
平成17年度	16,193	3,500	7,729	41	724
平成18年度	16,254	3,575	7,737	39	720
平成19年度	15,986	3,452	7,706	37	681
平成20年度	15,693	3,400	7,311	36	667
平成21年度	15,106	3,249	7,034	30	672

用語解説

*1

市内一斉清掃

町内会・自治会連合会等の協力により、市民の共有財産である道路、公園、河川などの清掃をする活動。

*2

循環型社会

循環型社会形成推進基本法により「廃棄物等の発生抑制、循環資源（廃棄物等のうち有用なもの）の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減できる社会」と定義されている。

*3

EM菌処理容器

光合成細菌、放線菌、酵母菌、乳酸菌等の友好な微生物群（EM菌）を利用し、生ごみを堆肥化する容器。この容器に生ごみを入れ、ぬかみそ状の「EM剤」をふりかけながら数日発酵させる。

生ごみは土と混ぜて腐葉土にでき、また、容器の下部にたまった液は、飼育小屋、園庭、砂場、トイレ等にまいて浄化剤として利用できる。

*4

コンポスト容器

土の中にいる微生物やみみずの力で生ごみを分解させるための容器。大きなバケツを逆さまにしたような容器を少し地面に埋めて使用する。



③ 第二御前石最終処分場の延命化を図る措置の推進

第二御前石最終処分場の延命化を図る措置を推進します。

④ 市内一斉清掃の継続実施

美しい自然を守り、きれいなまちをつくるため、町内会・自治会の協力を得て、市内一斉清掃〔*1〕を継続的に実施します。

2 リサイクル活動の推進

① リサイクルシステムの充実【主な施策】

市民・事業所・行政が協力し、リサイクル可能なものが資源として収集され、活用されるリサイクルシステムの充実を図ります。

② 資源化への啓発・指導の推進【主な施策】

資源の分別の徹底など、資源化への啓発・指導を推進します。

③ 資源集団回収の奨励

資源循環型社会〔*2〕を形成するため、参加団体や資源化量の増加に向け、資源の集団回収を奨励します。

④ 生ごみの堆肥化の促進

EM菌処理容器〔*3〕の貸与やコンポスト容器〔*4〕の購入費補助等の様々な方式により、生ごみの自家処理やリサイクルなど、生ごみの堆肥化を促進します。

⑤ 放置自転車の利活用の推進

放置されて一定期間を経過した自転車は、整備し、公共施設での再利用を図ります。また、希望する地域での活用についても検討していきます。

3 し尿処理の推進

① し尿や浄化槽汚泥の処理方式等の検討【主な施策】

し尿や浄化槽汚泥の処理方式等を含め、秋川衛生組合のあり方について構成団体と協議を行います。

第4節 水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進

課題と基本方針

水と緑に恵まれた環境を適切に保全・維持・活用していくためには、環境関連施策の総合的な方針の下、地球温暖化^{〔*5〕}防止や地域づくりなどの幅広い視野の中で、持続的発展が可能な社会^{〔*6〕}の形成をめざし、水環境、緑環境、森林環境の充実とともに、エネルギー対策、各種公害防止対策、ごみ・リサイクル対策、身近な生活環境の保全等に取り組んでいく必要があります。

水環境は、おおむね良好な状況ですが、下水道未整備区域等からの生活雑排水等の流入による河川の水質汚濁への対応が課題です。また、清流や生態系などの維持・保全により、河川が本来もつ機能を守っていく必要があります。

また、豊富な緑環境は、森林や公園・緑地、身近な緑など多様な種類があり、それぞれの性質に応じた取組を進めていく必要があります。このうち、身近な緑環境については、ふるさと緑地保全条例に基づき、全ての市民が健康で快適な生活を営むことができ、かつ、自然と生活が調和した環境を将来に引き継いでいくための取組として、市民、事業者、行政が一体となって総合的に推進していきます。

特に、「環境都市あきる野」の実現に向けて大きな役割を担い、本市の魅力となっている森林環境については、豊かな自然を守り育て、将来にわたって引き継いでいくため、郷土の恵みの森構想に基づき、市民や事業者などとの協働による保全と活用の仕組みづくりを進め、各地域の特性に応じた森づくりに取り組むとともに、生物多様性の保全に努めます。

施策の方向

1 総合的な環境関連施策の推進

① 環境基本計画に基づく施策の展開【主な施策】

環境対策への総合的な取組を推進し、豊かな自然と人とが共生できる持続的発展が可能な社会の実現を図るため、環境基本計画^{〔*7〕}に基づき、計画的に施策を展開します。

② 地球温暖化対策の推進【主な施策】

一般住宅向け太陽光発電設備の設置補助制度を継続するとともに、地球温暖化対策地域推進計画^{〔*8〕}、カーボン・オフセット^{〔*9〕}の検討など、地球温暖化対策を推進します。

用語解説

*5

地球温暖化

人の活動に伴い発生する二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの増加によって、地球全体、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象のこと。異常気象や海面上昇を始め、生態系や食糧生産、人の健康にまで影響が及ぶとされる。(再掲)

*6

持続的発展が可能な社会

環境(環境保全等)・経済(開発等)・社会(地域活動等)のそれぞれを相反するものとせず、互いに好循環を生み出すことで、将来に渡って発展が可能となる社会。

*7

環境基本計画

あきる野市環境基本条例に基づき、持続的発展が可能な社会の実現に向けて、環境の保全、回復及び創造に関する目標や基本的な施策の方向を示す計画。総合計画の環境分野を担うものであり、これにより環境の保全等に関する施策を総合的、計画的に推進する。(平成23年3月改訂)

*8

地球温暖化対策地域推進計画

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地方公共団体の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等に向けた総合的、計画的な施策を定めた計画。(平成23年度策定予定)

*9

カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において避けることができないCO₂等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスは、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。

用語解説

*1

エコ活動

省エネルギー・省資源、廃棄物削減・リサイクルを推進し、地球環境への負荷の低減を図るため、市が独自でつくった環境活動。環境マネジメントの国際規格「ISO 14001」の認証取得による環境活動の成果を踏まえ、平成21年10月1日から推進している。対象は27の市の公共施設。(庁舎など)

*2

公共用水域

河川、湖沼、海域の他、終末処理場の設置されていない下水道(雨水排除のための都市下水路)を指す。

*3

清流保全条例

良好な水質・水量の流水と親しみのある水辺環境とが織り成す清流を守り残すため、市長、市民及び事業者の責務とともに、水質保全、水量確保、親水環境の保全のための禁止事項や適正処理等を定めた条例。

③ 新規の墓地造成・採石の抑制【主な施策】

市民の誰もが健康で快適な生活ができるよう、公害の防止をより一層進めるとともに、環境の保全を図るため、新規の墓地造成と採石の抑制に努めます。

④ 新たな開発行為・残土の処理行為の抑制【主な施策】

丘陵地や山間地の森林環境を守るため、新たな開発行為や残土の処理行為の抑制に努めます。

⑤ エコ活動の推進

地球環境への負荷の低減を図るため、市職員による環境に配慮した市独自システムであるエコ活動[*1]を推進します。

2 水環境の充実

① 公共用水域の水質保全の推進

下水道整備を進めることにより、河川等の公共用水域[*2]の水質保全を推進します。

② 清流保全条例に基づく事業の推進【主な施策】

親しみある水辺環境を形成するため、秋川・平井川における河川の浄化や河川環境の保全を図るなど、清流保全条例[*3]に基づく事業を推進します。また、河川の水質保全を効果的に行うため、関係自治体と連携して取り組みます。

③ 地下水脈の保全

浸透性の良いアスファルトを使って道路を舗装するなど、豊かな地下水脈の保全を図ります。

④ 貴重な湧水池の保全・活用の推進

貴重な湧水池の保全と活用を推進します。

⑤ ホタルの里づくり推進事業の充実

ホタルの育成や保護、生息環境の保全を行う団体の活動を支援するなど、ホタルの里づくり推進事業の充実を図ります。

⑥ 家庭用雑排水対策の推進

家庭から排出される雑排水の環境への負荷を減少させるため、下水道未整備区域への合併処理浄化槽^{※4}設置事業など、家庭用雑排水対策を推進します。

*4

合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿(トイレ汚水)と雑排水(台所や風呂、洗濯等の排水)を併せて処理する浄化槽。これに対し、し尿のみを処理するものを「単独処理浄化槽」という。

3 緑環境の充実

① 郷土の恵みの森構想の推進【主な施策】

市域全域の森を対象に、自然環境と伝統文化などの優れた地域資源を活かし、地域の特性に応じた環境の保全や地域活性化を図ることにより、「人と森との新たな共生の姿の創出」をめざす郷土の恵みの森構想を推進します。

また、森林レンジャーあきる野や市職員等のボランティア組織である森林サポートレンジャーあきる野^{※5}の取組は、その先駆性が高く評価されており、特に森林サポートレンジャーあきる野については、市民レベルまで拡充を行い、引き続き、人と自然の共生する森づくりを地域住民等と協働で推進します。

*5

森林サポートレンジャーあきる野

郷土の恵みの森構想に基づき、市内各地区で展開される森づくりを支援するための組織。当初、市役所の職員ボランティアにより設置されたが、今後は、市民などにより組織していく。



森林レンジャーあきる野による環境学習の様子

② 保存緑地の指定の推進

貴重な緑の保全のため、ふるさとの緑地保全条例に基づき、良好な緑地の保存緑地(樹林地・樹木・屋敷林・生け垣)の指定を推進します。

③ 公開緑地の指定の推進

貴重な緑の保全と活用を図るため、ふるさとの緑地保全条例に基づき、公開緑地^{※6}の指定を推進します。

*6

公開緑地

緑の活用を図るため、公開できる緑地として市が指定するもの。次の条件に該当するものが対象となる。

- ① 面積が300㎡以上であり、健全で、樹木・樹林等の形容が美観上優れている地域
- ② 市民が散策等を自由にでき、5年以上継続して開放することができる地域

用語解説

*1

ふるさとの緑地保全基金

あきる野市基金条例に基づき、緑の保全と緑化の推進を図るために積み立てる基金。

④ 公共公益施設の緑化の推進

緑のあるまちづくりに向け、ふるさとの緑地保全条例の緑化基準に基づき、公共公益施設の積極的な緑化を推進します。

⑤ 民間施設の緑化の推進

減少しつつある民有地の貴重な緑を保全するため、ふるさとの緑地保全条例の緑化基準に基づき、民間施設の緑化を推進します。特に、景観上、防災上の観点から生け垣の設置による接道部の緑化を促進します。

⑥ ふるさとの緑地保全基金の運営管理による貴重な緑の保全・活用の推進

ふるさとの緑地保全基金[*1]を運営管理し、貴重な緑の保全と活用に努めます。